

学校生活の心得

愛知県立春日井高等学校 定時制
生徒指導部

本校は、「生活に気力 学習に意欲 行動に責任」の校訓のもと、調和のとれた人間形成を図り、自主自律の精神に満ちた人材の育成を目標としています。その校風と伝統を受け継ぎ、生徒一人ひとりが本校の生徒としての責任を果たし、基本的な生活習慣を身に付け、本校の一員として自覚のある行動を心がけてください。そこで、以下のことに留意して規律ある生活を送るようにして下さい。

目標

- ①全ての生徒が安全で安心して通える学校を目指す
- ②社会で活躍できる人物になるためのスキルを身に付ける

1 校内生活

- (1) 17時15分から20時55分までは校外に出ない。登校後の外出は必ず教員の許可を得る。
- (2) 生活のリズムを整え、規則正しい生活を心がける。安易に欠席、遅刻、早退をしない。遅刻や欠席が多いと進路選択の際、不利になることもある。皆勤や精勤を目指すよう努力する。
- (3) 欠席や遅刻をする場合は17時15分までに学校へ連絡する。遅刻した場合は職員室で「遅刻入室許可カード」を記入してから教室へ入室する。
- (4) 制服の規定はないが、学校は公共の場であることを踏まえて学校生活にふさわしい服装とし、露出が少なく華美でないものを着用する。また、上履きや体育館シューズは学校指定のものとする。
- (5) インターネット上（LINEやSNSを含む）での不適切な投稿をしない。特に他人の誹謗中傷や個人情報（住所や生年月日など）を流すことはしない。また、他人の顔がはっきり分かる写真をその人に無断でインターネット上に載せない。
- (6) 不要物は持ち込まず、貴重品は各自で管理する。学校諸費などの支払いのために現金を持ってきた場合は登校後すぐに事務室へ納入する。
- (7) 授業で使用する教室以外は立入禁止とする。
- (8) 給食は給食室で食べる。給食室への飲食物の持ち込み及びスマートフォンや携帯電話の使用は衛生上の理由から禁止とする。
- (9) 熱中症予防の水分補給を除き、授業中の飲食（菓子・飲料など）は禁止とする。

2 交通安全・通学方法

- (1) 道路交通法やマナーを守り、安全な登下校を心がける。
- (2) 登下校は原則として、自転車・徒歩・公共交通機関とする。特別な理由がある場合は事前に生徒指導部に申請して許可が出た場合に限り、原動機付自転車や自家用車の使用を認める場合がある。
- (3) 自転車は施錠（できればダブルロック）をして所定の駐輪場に停める。
- (4) 交通事故に遭った場合は直ちに担任を通じて生徒指導部に届け出る。

3 特別指導・警告指導

- (1) 暴力やいじめなど他人に迷惑をかける問題行動については、社会人として自主自律した生活を送るための習慣や適切な判断力、行動力を養うことを目的とし、本人・保護者・学校の三者により特別指導を行う。
- (2) 特別指導の期間中の授業は全て欠課扱いである。
- (3) 警告指導とは、特別指導には該当しないが学校生活の規律に違反した際、注意を促すために行う指導である。警告指導を繰り返していても改善が見られない場合は特別指導とすることがある。
- (4) 学校には、たばこを持ち込まない。また学校敷地内での喫煙は法律で禁止されているため成年者であっても禁止とする。

4 学校生活の心得の改定の手続き

- (1) 意見がある生徒は生徒指導主事に申し出る。
- (2) 生徒指導主事は該当生徒に対して、意見書を渡す。(別紙参照)
- (3) 生徒は意見書を記入し、生徒指導主事に提出する。
- (4) 意見書提出後、生徒指導部・生徒会部の担当教員及び生徒会執行部の生徒・意見書提出者で検討・審議をする。
- (5) 意見を集約し、生徒指導部で改定案を作成する。
- (6) 職員会議にて全職員に報告・提案し、校長が決定する。
- (7) 決定後、生徒や必要に応じて保護者に周知する。